

日本脳炎予防接種特例措置について（２）

■実施規則附則第４条における特例措置

平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれで、1 期追加（3 回目）までの接種が終了していない方は、2 期の対象期間内（9 歳以上 13 歳未満）に 1 期の不足分を定期接種として接種できる特例措置が定められています。

※対象期間の生まれであっても、生後 90 月（7 歳 6 ヶ月）～9 歳までの期間の接種は定期対象とはなりません。（公費負担外）

【接種スケジュール】

●1 期対象期間内にある方（生後 6 月～生後 90 月）

通常の接種スケジュールに沿って接種してください。

■日本脳炎の接種スケジュール（通常）

	対象者	接種間隔
1 期初回（2 回）	生後 6～90 月	6 日以上の間隔を置いて 2 回接種
1 期追加（1 回）		1 期初回 2 回目接種終了後 6 月以上の間隔を置いて 1 回接種
2 期（1 回）	9 歳～13 歳未満	対象期間内に 1 回接種

※標準的な接種スケジュール（参考）

1 期初回 2 回⇒3 歳時に 6～28 日の間隔をあけて 2 回接種

1 期追加⇒4 歳時に 1 期初回 2 回目接種後、おおむね 1 年経過した時期に 1 回接種

2 期⇒9 歳時に 1 回接種（1 期追加接種後、5 年経過した時期が望ましい）

●2 期対象期間内にある方（9 歳～13 歳未満）

下記のスケジュールを参考に実施してください。

ケース	接種間隔
生後 90 月までに全く受けていない	<ul style="list-style-type: none"> • 1 期初回（2 回）⇒6 日以上の間隔を置いて 2 回接種 • 1 期追加⇒1 期初回 2 回目接種終了後 6 月以上の間隔を置いて 1 回接種 • 2 期⇒1 期追加接種後 6 日以上の間隔を置いて 1 回接種
生後 90 月までに 1 期初回 1 回のみ終了	<ul style="list-style-type: none"> • 1 期初回（1 回）⇒前回接種から 6 日以上の間隔を置いて 1 回接種 • 1 期追加⇒6 月以上の間隔を置いて 1 回接種 ※但し、1 期初回 1 回目の接種が H22.3.31 以前であった場合は、6 日以上の間隔で接種可 • 2 期⇒1 期追加接種後 6 日以上の間隔を置いて 1 回接種
生後 90 月までに 1 期初回 2 回まで終了	<ul style="list-style-type: none"> • 1 期追加⇒前回接種から 6 日以上の間隔を置いて接種 • 2 期⇒1 期追加接種後 6 日以上の間隔を置いて接種

※制度上、上記の表のとおり、特例措置で 9 歳～13 歳未満に 1 期の不足分を接種した後、13 歳未満までに 2 期を接種することは可能ですが、上記スケジュールは、あくまでも定期接種（公費負担）として接種可能な間隔を示したものですので、標準的な接種スケジュールの間隔を参考に任意接種（自費）を含め、免疫確保等を主治医に相談のうえ、ご判断ください。